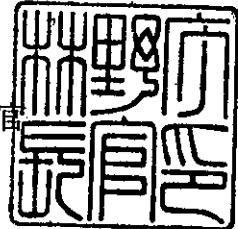


22林政経第161号
平成22年 9月30日

全国木材組合連合会会長 殿

林野庁長官

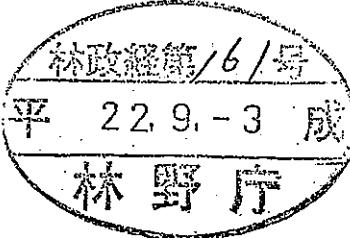


平成22年度林業退職金共済制度加入促進強化月間の実施について

林野行政の推進について、日頃から御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本年度も厚生労働省労働基準局長及び独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長から林業退職金共済制度加入促進強化月間の実施について、別添のとおり協力依頼がありましたので、貴会におかれましても本運動の趣旨を御理解の上、独立行政法人勤労者退職金共済機構が実施する加入促進運動に御協力いただきますようお願ひいたします。



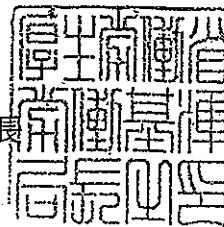


基発0823第10号
平成22年8月23日



林野庁長官殿

厚生労働省労働基準局長



中小企業退職金共済制度加入促進活動の実施について（依頼）

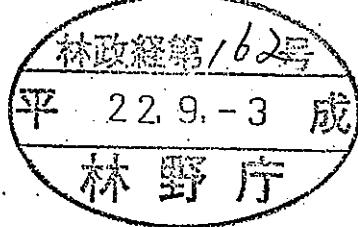
中小企業退職金共済制度の普及等については、日頃から格別の御協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

本制度において、林業を対象とした林業退職金共済制度は、林業就業者に退職
金制度を普及させることにより、これら就業者の福祉の増進を図り、もって森林
の整備と林業の振興に寄与することを目的としておりますが、この目的の達成の
ためには、制度の普及促進をより一層図る必要があると考えております。

そこで、独立行政法人勤労者退職金共済機構においては、本年も加入促進対策
の一環として10月1日から10月31までの期間を「中小企業退職金共済制
度加入促進強化月間」と定め、全国的な加入促進対策を集中的に実施することと
しております。

つきましては、貴職におかれましても、本制度の趣旨を御理解の上、同機構の
実施する加入促進活動について、御協力を賜りますとともに、関係機関の御協力
が得られますよう特段の御配慮をお願いいたします。





写

勤退共発第 52 号
平成22年 9月 1日

林野庁長官 殿

独立行政法人勤労者退職金共済機構

理事長 樋 爪 龍 太



平成22年度林業退職金共済制度加入促進
強化月間の実施に伴う協力方依頼について

林業退職金共済制度の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構林業退職金共済事業本部においては、制度の一層の普及と実効ある加入促進を図るため、本年度も10月1日から31日までの期間を「林業退職金共済制度加入促進強化月間」と定め、別添実施要綱により全国的に加入促進運動を展開することといたしました。

このことに関しましては、既に貴職より後援名義使用のご承認をいただいているところであります。この運動の趣旨をご理解のうえ、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、当制度の安定的な運営には、一層の加入促進、履行確保対策が不可欠であることから、貴職におかれましては、下記の措置につきまして特段のご配慮をお願い申し上げますとともに、関係機関に対する周知徹底方について、よろしくお取り計らいいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、貴庁関係森林管理局をはじめ各関係機関には、別添(写)のとおり協力方依頼をしておりますので申し添えます。

記

1. 地方公共団体が実施する「森林整備担い手対策基金」その他地方財政措置等を活用した事業主の負担軽減措置の拡充
2. 林業退職金共済制度の加入促進及び履行確保に関する措置
 - (1) 「緑の雇用担い手対策事業」の実施に当たり、事業主に対する当制度への加入指導の推進
 - (2) 国有林野事業の受注事業体及び知事が認定する認定事業体の未加入事業主に対する当制度への加入指導の推進
 - (3) 林業事業の発注官庁等は、平成14年11月1日施行の「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律」に関する附帯決議を踏まえ、受注業者に対する共済手帳の交付及び共済証紙の貼付が確実に行われるよう指導するとともに制度の適正な履行確保に有効な措置として、林業退職金共済事業加入・履行証明書等徴収の推進



平成 22 年度
林業退職金共済制度加入促進強化月間実施要綱

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部

1 趣 旨

林業退職金共済制度は、林業就業者に退職金制度を普及させることにより、これら就業者の福祉の増進を図り、もって森林の整備と林業の振興に寄与することを目的とするものである。本制度は今日、約 3 千 3 百所の共済契約者及び約 4 万人の被共済者を擁するものとなっているが、上記の目的の達成のためには、なお、1 人でも多くの事業主に本制度への加入を働きかけていくことが必要である。また、すでに本制度の被共済者である就業者に対しては共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されるよう徹底することが不可欠である。このため本強化月間においては、関係諸機関、諸団体と連携強化の下、加入促進・共済証紙貼付奨励を重点的に推進し、本制度のより一層の普及徹底を図ることとする。

2 実 施 期 間 自 平成 22 年 10 月 1 日
 至 平成 22 年 10 月 31 日

3 後 援 厚生労働省 林野庁

4 協 賛 団 体	全国森林組合連合会	全国木材チップ工業連合会
	全国木材組合連合会	全国国有林造林生産業連絡協議会
	全国素材生産業協同組合連合会	全国山林種苗協同組合連合会
	日本林業経営者協会	全国森林整備協会
	日本林業同友会	

5 協力を依頼する機関・団体

関係行政機関、地方公共団体、林業関係団体

6 実 施 事 項

(1) 国、都道府県等が行う諸施策との連携強化

- ① 国、都道府県及び林業労働力確保支援センター等との連携を強化し、本制度の普及徹底を図る。
また、都道府県の担い手育成基金等における本制度に係る掛金助成の充実が図られるよう関係機関に働きかける。
- ② 緑の雇用担い手対策事業との連携を図るため、本制度への加入指導について関係機関に要請を行う。
- ③ 国有林野事業の受注事業体及び知事が認定する認定事業体の本制度への加入指導について関係機関に要請を行う。

(2) 事業発注機関及び林業関係団体との連携強化

国有林野事業等発注機関及び林業関係団体との連携強化を図り、林業関係者に対して、本制度の普及徹底を図る。

(3) 加入促進及び共済証紙貼付奨励の推進

- ① 関係行政機関、林業関係団体の協力を得て、説明会等に出席し、加入促進と履行確保を推進する。
- ② 林業関係団体の協力を得て、傘下会員のうち、本制度未加入者の加入を促進するとともに、既加入事業主に対して共済証紙の完全貼付の奨励を推進する。
- ③ 事業発注機関等の協力を得て、本制度への加入状況及び共済証紙の貼付状況確認のための「林業退職金共済事業加入・履行証明書」の活用を推進することにより本制度の普及徹底を図る。

(4) 広報活動

- ① テレビ、ラジオの活用並びに地方公共団体及び林業関係団体において発行する広報誌等に本制度に関する記事の掲載を依頼する。
- ② パンフレット、広報資料を作成し配布することにより、制度の普及促進を図る。